

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

本人通知制度をご存知ですか？

○本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正な取得による、プライバシーや財産の侵害を防ぐため、あらかじめ登録を申請された方に対して、本人の代理人や第三者からの交付請求により住民票の写し等を交付した際に、通知をお送りしてお知らせする制度です。

埼玉県内の各市区町村で、平成22年6月1日から一斉に実施されました。

○登録に必要なもの

運転免許証などの本人確認資料 ※手数料はかかりません。

手続きは、原則としてご本人が来庁され、申請書を提出していただくこととなりますが、詳しくは住民福祉課までお問合せください。

なお、同時に「住民票等の不正取得通知制度」も実施されております。こちらは登録の有無に関わらず、住民票などが不正に取得されたことが明らかになった場合に、ご本人に対して通知をお送りしてお知らせするものです。

●問合せ 住民福祉課 ☎82-1226

成年後見制度勉強会を開催します

制度の利用をお考えのお方へ

皆さん、こんな心配はありませんか。「最近物忘れがひどくて今後の金銭管理などが不安」「障がい者の息子がいるけど私がいなくなってしまった後、遺産管理とか最低限の生活はできるのか」。そんな時に助けてくれるのが「成年後見制度」です。成年後見制度は、障がいや病気によって物事を判断する能力が十分でない方について、その方の権利を守る援助者を選ぶことで、法的に支援する制度です。

東秩父村では、成年後見制度を聞いたことがあるけれど、中身まで理解していない方を対象とした「成年後見制度勉強会」を開催します。少しでも心配がある方はぜひご参加ください。

●日時 1月17日(水) 午後2時～(受付は1時30分開始)

●場所 東秩父村役場 2階大会議室

●対象 村内在住または在勤の方

●講師 住民福祉課職員

●申込み 1月12日(金)まで

●問合せ 住民福祉課 ☎82-1226

令和5年度第9回「ココロをつなぐ芸術展」について

あなたと作者をつなぐアート展

比企地域の精神障がいのある方々が自己表現したアート展です。

●期間 1月23日(火)～27日(土) 午前10時～午後3時

●会場 介護予防施設「悠友館」工芸室(住所:吉見町下細谷1213番地)

●主催 比企地域自立支援協議会

●問合せ 住民福祉課 ☎82-1226

比企生活支援センター ☎81-7145